

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2025年7月31日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地5		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社堀場エステック 代表取締役社長 堀場 弾			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	47 台	0 台	0 台	47 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	1 台	0 台	0 台	1 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	環境安全設備として、フロン使用機器の登録作業を行いリストで管理している			
	廃棄時	廃棄の際はフロン含有設備については、破壊証明書他の提出を要請している			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	簡易フロン点検			
	廃棄時	資格の持った業者による作業を実施			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	新規導入時に、ノンフロン製品または、温暖化係数の低い製品か必ず確認を行う				
特記事項					

- 注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
- 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。